

資産所得倍増プランに「iDeCoの改革や子供世代が資産形成を 行いやすい環境整備」！ 米国など年金資産倍増国を参考に ～日米英加豪の私的年金制度および非課税貯蓄・投資制度、米国の529プラン、 個人奨学金口座、教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置、ジュニア NISA～

三菱UFJ国際投信株式会社 商品マーケティング企画部 松尾 健治
窪田 真美

※三菱UFJ国際投信がお届けする、NISAなど内外の資産運用に関連する情報を発信するコラムです。

資産所得倍増プランに「iDeCo の改革や子供世代が資産形成を行いやすい環境整備」！ ～実行計画工程表、税制改正プロセス～

2022年6月7日に日本政府は「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画～人・技術・スタートアップへの投資の実現～」を閣議決定した(内閣官房ホームページ https://www.cas.go.jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/index.html)。そのⅢの「(3)貯蓄から投資のための『資産所得倍増プラン』の策定」に「個人金融資産を全世代的に貯蓄から投資にシフトさせるべく、NISA(少額投資非課税制度)の抜本的な拡充を図る。また、現預金の過半を保有している高齢者に向けて、就業機会確保の努力義務が70歳まで伸びていることに留意し、iDeCo(個人型確定拠出年金)制度の改革やその子供世代が資産形成を行いやすい環境整備等を図る。これらも含めて、新しい資本主義実現会議に検討の場を設け、本年末に総合的な『資産所得倍増プラン』を策定する。」とあった(下線は当コラム筆者)。

2022年5月5日の岸田首相講演に比べると(2022年5月16日付日本版ISAの道 その356「米国の新しい最善の利益規制と日本のNISAの抜本的拡充」～ https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_220516_2.pdf)、「iDeCo 制度の改革やその子供世代が資産形成を行いやすい環境整備等を図る」および「本年末に総合的な『資産所得倍増プラン』を策定」が加わった(2022年5月30日付日本版ISAの道 その357「資産所得倍増プラン『NISAの抜本的拡充』でNISA縮小回避!?」～ https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_220530_2.pdf)。

2022年6月7日現在



岸田首相の経済政策「新しい資本主義」の実行計画(2022年6月7日閣議決定)

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画～人・技術・スタートアップへの投資の実現～

Ⅲ. 新しい資本主義に向けた計画的な重点投資

重点投資する 4本柱	具体策 *(3)貯蓄から投資のための「資産所得倍増プラン」の策定は詳細まで記入(下線は当コラム筆者)。
1. 人への投資と分配	(1)賃金引上げの推進
	(2)スキルアップを通じた労働移動の円滑化
	(3)貯蓄から投資のための「資産所得倍増プラン」の策定 個人金融資産を全世代的に貯蓄から投資にシフトさせるべく、NISA(少額投資非課税制度)の抜本的な拡充を図る。また、現預金の過半を保有している高齢者に向けて、就業機会確保の努力義務が70歳まで伸びていることに留意し、iDeCo(個人型確定拠出年金)制度の改革やその子供世代が資産形成を行いやすい環境整備等を図る。これらも含めて、新しい資本主義実現会議に検討の場を設け、本年末に総合的な『資産所得倍増プラン』を策定する。
	(4)子供・現役世代・高齢者まで幅広い世代の活躍を応援
	(5)多様性の尊重と選択の柔軟性
	(6)人的資本等の非財務情報の株式市場への開示強化と指針整備
2. 科学技術・イノベーションへの 重点的投資	(1)量子技術
	(2)AI実装
	(3)バイオものづくり
	(4)再生・細胞医療・遺伝子治療等
	(5)大学教育改革
	(6)2025年大阪・関西万博
3. スタートアップの起業加速及び オープンイノベーションの推進	(1)スタートアップ育成5か年計画の策定
	(2)付加価値創造とオープンイノベーション
4. GX(グリーン・トランスフォーメーション)及びDX(デジタル・トランスフォーメーション)への投資	(1)GXへの投資
	(2)DXへの投資

(出所: 2022年6月7日閣議決定「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」等より三菱UFJ国際投信株式会社商品マーケティング企画部が作成)

2022年6月7日に「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」と共に発表された「新しい資本主義実行計画工程表(フォローアップ工程表)」には「新しい資本主義実現会議に『資産所得倍増プラン』の検討の場を設置。年末までに策定。」とあり(https://www.cas.go.jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/pdf/ap2022.pdf)、メディアは「今夏にも政府内に検討会議を立ち上げ…(略)…年内に総合計画を作る。」(2022年5月30日付日本経済新聞朝刊1面「イデコ加入 65歳以上も 政府が拡大検討、年内に計画策定」～ <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA2920M0Z20C22A500000/>)と報じている事から、来月、再来月に、「資産所得倍増プラン」の検討の場、検討会議が設置され、その後、半年近くで「資産所得倍増プラン」を策定する事になる様である。

なお、その「新しい資本主義実行計画工程表(フォローアップ工程表)」には、「金融市場の整備」として「資産所得倍増プラン」とは別に、「貯蓄から投資への流れの促進」関連の「年度内 金融審議会において家計による資産形成のための助言・勧誘に関する制度整備(金融商品取引業者等の助言や勧誘等の制度整備等の検討)。」と「プロダクトガバナンスの推進、資産運用会社等のガバナンス強化について検討、結論(資産運用業等高度化の制度整備の検討)。」もあった

(https://www.cas.go.jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/index.html の新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ、参考までに「助言・勧誘に関する制度整備」は2022年3月7日付日本版ISAの道 その352「エドワード・ジョーンズ vs レイモンド・ジェームズ!」～ https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_220307_3.pdf)、
「プロダクトガバナンス」は2020年6月22日付日本版ISAの道 その309「日本版資産運用業高度化の道」～ https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_200622.pdf 、
2021年3月22日付日本版ISAの道 その330「欧州のMiFIDIIプロダクトガバナンス規制」～ https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_210322_2.pdf)。

「資産所得倍増プラン」だが、実現には税制改正が欠かせない。「厚生労働省も企業年金・個人年金部会を開くなどして、大急ぎで具体的な検討に入るのだろう。とはいえ、8月末までにまとめる2023年度の税制改正に具体策を盛り込むのには、時間が足りない。」(2022年6月6日付R&I年金情報「[インサイド]骨太方針にイデコ改革」～ <https://www.r-ico.jp/pension/index.html>)とも言われているが、これから関係協会(日証協、全銀協、信託協会、生保協会、投信協会、投資顧問協会など)が

金融庁、厚生労働省、文部科学省など関係省庁に税制改正要望を提出、関係省庁はそれを検討、8月末に財務省および総務省へ税制改正要望を提出する見込みだ(令和4年度は2021年8月31日、令和3年度は2020年9月30日、令和2年度は2019年8月30日)。この税制改正要望を踏まえ自民党税制調査会(会長:宮沢洋一元経済産業相、実務を仕切る小委員長:加藤勝信前官房長官)および公明党税制調査会(会長:西田実仁氏、事務局長:伊藤渉氏)が小委員会や総会で審議、12月前半に「2023年度/令和5年度(与党)税制改正大綱」を取りまとめて公表する(令和4年度は2021年12月10日、令和3年度は2020年12月10日、令和2年度は2019年12月12日)。その後、12月20日前後に(与党)税制改正大綱をほぼ踏襲する「税制改正の大綱」が閣議決定される(令和4年度は2021年12月24日、令和3年度は2020年12月21日、令和2年度は2019年12月20日)。



新しい資本主義実行計画工程表の「貯蓄から投資への流れの促進」関連部分、
「貯蓄から投資への流れの促進」関連の税制改正プロセス

2022年6月7日現在

	現在 2022年6月	2022年7月	2022年8月	2022年9月	2022年10月	2022年11月	2022年12月	2023年1月	2023年2月	2023年3月	2023年4月	
新しい資本主義実行計画工程表の「貯蓄から投資への流れの促進」関連部分	<p>III. 新しい資本主義に向けた計画的な重点投資 1. 人への投資と分配 貯蓄から投資のための「資産所得倍増プラン」の策定</p> <p>VI. 個別分野の取組 金融市場の整備 家計の安定的な資産形成、成長資金の供給(貯蓄から投資への流れの促進)</p>							<p>新しい資本主義実現会議に「資産所得倍増プラン」の検討の場を設置。年末までに策定。「今夏にも政府内に検討会議を立ち上げ」(下記**参照)。</p>		<p>年度内 金融審議会において家計による資産形成のための助言・勧誘に関する制度整備(金融商品取引業者等の助言や勧誘等の制度整備等の検討)。 下記**参照。 プロダクトガバナンスの推進、資産運用会社等のガバナンス強化について検討、結論(資産運用業等高度化の制度整備の検討)。 下記***参照。</p>		<p>所要の措置の実施</p>
「貯蓄から投資への流れの促進」関連の税制改正プロセス	<p>「資産所得倍増プラン」など「新しい資本主義」の実行計画案が閣議決定(2022年6月7日)。</p>	<p>関係協会(日証協、全銀協、信託協会、生保協会、投信協会、投資顧問協会など)が金融庁、厚生労働省、文部科学省など関係省庁に税制改正要望を提出。</p>	<p>基本8月末に関係省庁が財務省および総務省に税制改正要望を提出。</p>				<p>与党税制調査会(自民党税制調査会および公明党税制調査会)が税制改正要望を踏まえ、小委員会や総会で審議。</p>	<p>12月前半に与党税制調査会が与党税制改正大綱を取りまとめて公表。 12月20日前後に与党税制改正大綱をほぼ踏襲する税制改正の大綱を閣議決定。</p>	<p>財務省および総務省が「2023年度/令和5年度税制改正関連法案」を作成、国会に提出。</p>	<p>「2023年度/令和5年度税制改正関連法案」が国会で成立して公布(3月31日が多い)。</p>	<p>「2023年度/令和5年度税制改正関連法」が施行(4月1日が多い)。</p>	

*メディアは「今夏にも政府内に検討会議を立ち上げ…(略)…年内に総合計画を作る。」(2022年5月30日付日本経済新聞朝刊1面「イデコ加入65歳以上も 政府が拡大検討、年内に計画策定」～ <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA2920M0Z20C22A500000/>)と報じている。

**「助言・勧誘に関する制度整備」は2022年3月7日付日本版ISAの道 その352「エドワード・ジョーンズ vs レイモンド・ジェームズ!」(https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_220307_3.pdf)。

***「プロダクトガバナンス」は2020年6月22日付日本版ISAの道 その309「日本版資産運用業高度化の道」(https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_200622.pdf)、2021年3月22日付日本版ISAの道 その330「欧州のMiFIDIIプロダクトガバナンス規制」(https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_210322_2.pdf)。

(出所: 日本の財務省および内閣官房のホームページより三菱UFJ国際投信株式会社商品マーケティング企画部が作成)

米国など年金資産倍増国を参考に年齢上限引き上げ・廃止、高い DC や株式の割合 ～日米英加豪の私的年金制度および非課税貯蓄・投資制度～

「計画のコアを『資産所得倍増プラン』と名付けているが、具体性に欠けると市場関係者の評判は今一つである。今年後半の米国株高を企図する米資産運用会社に倣い、岸田官邸も日本株の2万8000円の壁を超えたいと願っているのであれば、少なくとも同計画に記述した『少額投資非課税制度(NISA)の抜本的拡充』について具体的な投資上限額などを示すべきであった。成長に向けて投資を促すのであれば、まさに今一つ迫力がない。」と
言う(2022年6月4日付現代ビジネス「岸田首相の『資産所得倍増プラン』今一つ“迫力”と“具体性”に欠けるワケ」～ <https://www.sankei.com/article/c45a3681b434d49f202047d7ff453e2c7>、下線は当コラム筆者)。具体的な投資上限額などは今後、検討の場で議論されるのであろう。「就業機会確保の努力義務が70歳まで伸びていることに留意し、iDeCo(個人型確定拠出年金)制度の改革」も年齢上限額は示されていない。「70歳までの引き上げなどが念頭にありとみられる。」と言うが(2022年5月30日付日本経済新聞「iDeCo加入65歳以上も 政府が拡大検討、年内に計画策定」～ <https://www.asahi.com/article/DCVZ001A2920WZ9C2415000000>、下線は当コラム筆者)、そうなら、やはり今一つ迫力がない。

iDeCo 加入可能年齢は現在 65 歳未満だが(2022年5月1日に60歳未満から引き上げ、企業型 DC 加入可能年齢は既に 70 歳未満(2022年5月1日に65歳未満から引き上げ)(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/kyoshutsu/2020kaisei.html#20220501>)。iDeCo が範とする米国の(伝統的/トラディショナル)IRA/Individual Retirement Accounts/個人退職勘定は加入可能年齢に制限が無く(米国年金改革法「SECURE Act of 2019」で拠出年齢上限70.5歳が2020年1月1日から廃止～2020年2月25日付日本版ISAの道その298「米国の年金改革法「SECURE Act」」～ https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_200225.pdf)、**オーストラリア(のスーパーアニュエーション)は75歳以下**(2013年7月から、2019年9月30日付日本版ISAの道その282「『年金・投信、家計金融資産の国際比較(米英豪中心)』オーストラリアはスーパーアニュエーションで『貯蓄から投資へ』を進め、家計金融資産を増やし、老後資金の不足問題を解決へ!」～ https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_190930.pdf)。

日米英加豪の私的年金制度および非課税貯蓄・投資制度(米国529プランや英国ジュニアISAなど教育資金関連制度は除く) 2022年5月31日現在
*私的年金制度の確定給付/DBは除く。理解を優先するべきな制度を抜粋し一定条件の下で作成している。同じ制度でも国々で大きな差が出る為、正確な所は各国の財務省及び税務当局等の資料を参照の事。

	日本			米国			英国			カナダ			オーストラリア					
	私的年金制度	非課税貯蓄・投資制度	企業型DC	個人型DC	一般NISA	企業型DC	IRA	ロSIRA	NEST等	ステークホルダー年金	ISA	RPP	RRSP	TFSA	スーパーアニュエーション	RSA		
主な拠出	企業	個人	個人	企業	個人	個人	企業	個人	個人	企業	個人	個人	企業	個人	個人	企業	個人	
対象	加入企業の70歳未満	20歳以上65歳未満	20歳以上	加入企業の21歳以上	所得制限あり、年齢制限なし	所得制限あり、75歳未満	所得制限あり、75歳未満	18歳以上	18歳以上71歳以下	18歳以上71歳以下	18歳以上	18歳以上71歳以下	18歳以上	18歳以上75歳未満	18歳以上	18歳以上	18歳以上	
強制か任意か	任意	任意	任意	半強制	任意	任意	半強制	任意	任意	任意	任意	任意	任意	強制	任意	任意	任意	
導入年/実質開始年	2001年	2016年	2014年	1981年	1974年	1997年	2012年	2001年	1999年	1887年	1957年	2009年	1993年	1997年	1997年	1997年	1997年	
最大年間拠出限度額	660,000	816,000	1,200,000	20,500	6,000	40,000	20,000	26,500	6,000	6,485,680	3,242,840	2,695,209	610,236	27,500	2,540,038	2,540,038	2,540,038	
課税方式	Eet	Eet	TEE	EET	EET	TEE	EET	EET	TEE	EET	EET	TEE	EET	TEE	TEE	TtE	TtE	TtE
拠出時	非課税	非課税	課税	非課税	非課税	課税	非課税	非課税	課税	非課税	非課税	課税	非課税	非課税	課税	課税	課税	課税
運用時	現状非課税	現状非課税	非課税	非課税	非課税	非課税	非課税	非課税	非課税	非課税	非課税	非課税	非課税	非課税	非課税	非課税	非課税	非課税
給付時(目標年齢以上)	一部課税	一部課税	非課税	課税	課税	非課税	課税	課税	課税	課税	非課税	課税	一部課税	非課税	非課税	非課税	非課税	非課税

※1 日本の企業型DC(iDeCo)・企業型DCの最大年間拠出限度額は個人が企業年金無しの場合、66万円/月5.5万円。これは事業主掛金と合計額で、加入者掛金は事業主掛金と同額以下。つまり事業主掛金が93万円内なら加入者掛金は33万円が可能で限度となるが、事業主掛金が22万円なら加入者掛金は44万円となる。iDeCoの最大年間拠出限度額は自営業業者等は国民年金基金と合算で年81.0万円/月6.8万円、サラリーマンは年27.6万円/月2.3万円(他に企業型DCが14.4万円/月1.2万円(他に企業型DBあり)、サラリーマンの妻等は年27.6万円/月2.3万円。年金払いの場合、拠出額として。所得の計算上、公的年金等控除を適用。一時金払いの場合、退職所得又は一時所得として課税。特別法人税は1999年度に最初の凍結措置が導入されたから、凍結中。加入可能年齢は企業型DCが2022年5月1日に65歳未満→70歳未満の引き上げ。iDeCoが2022年5月1日に60歳未満→65歳未満の引き上げ(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/kyoshutsu/2020kaisei.html#20220501>)。2019年9月17日付日本版ISAの道その280「老後の資産形成を支援する税制改正(向け)政府税関が海外調査報告、中期税制審判」日米英加豪の私的年金制度及び非課税貯蓄・投資制度(https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_190917.pdf)。2019年12月20日付日本版ISAの道その282「『年金・投信、家計金融資産の国際比較(米英豪中心)』オーストラリアはスーパーアニュエーションで『貯蓄から投資へ』を進め、家計金融資産を増やし、老後資金の不足問題を解決へ!」(https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_190930.pdf)。IRAは2013年6月10日付日本版ISAの道その15「日本版ISAと日本版IRAの使い分け」～英国ISAと米国IRA(トラディショナルIRA)の比較(https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_130610.pdf)。

※2 米国のNEST/National Employment Savings Trusts(国家雇用貯蓄信託)の私的年金・NESTは自前で年金プランを提供しない企業向けで、22歳以上、公的年金開始年齢65歳、女60歳未満が対象となる。「半強制/自動化」は雇用主は年金制度が義務(自営業者は任意で、従業員は自動加入させられるが、従業員は任意で脱退/オプトアウト可能となっている)と言う事(年金法/Pension Act 2008、2014年のオプトアウト率8%)。また、従業員は任意決定をせずとも、その場合、デフォルト/プロダクツであるリタイアメント・デット・ファンド/Retirement Data Fundsとなる。デフォルト/プロダクツ以外の種類については「Higher Risk Fund」や「Lower Growth Fund」などネガティブ・イメージを出して(その他はEthical Fund/ShareFund、Pre-retirement Fund)と特定用途向けでデフォルト/プロダクツに誘導される(2014年のデフォルト/プロダクツ選択率約99%)。「給付の0%」には雇用主の3%(2018年10月～)を含む(個人が5%だが、1%は税還付により政府負担)。英国のStakeholder Pension schemeは任意だが、職域年金を実施していない人以上の雇用主は義務とする。年間非課税限度額/Annual allowanceは企業年金(確定拠出型)とステークホルダー年金等の私的年金制度全体で2014年度から40,000ポンド(生計非課税限度額/Standard lifetime allowanceが1,073,100ポンド)。英国のISA・預金型ISA、株式型ISA、イニバーティブ・ファイナンスISA及びライフタイムISAの合計で年2万ポンドまで。加えて、ライフタイムISAのみ、上限4000ポンド。ライフタイムISAでは、拠出額の25%1000ポンドまで、最大3.2万ポンドの政府ボーナスを非課税で受取可能。ジュニアISAは株式型と預金型の合計で年9000ポンドまで。

※3 カナダのRPP/Registered Pension Plan/登録年金制度は確定拠出/DB型と確定拠出/DC型があり、どちらも雇用主は最低1%の拠出が義務付けられる。カナダのRRSP/Registered Retirement Savings Plan/登録退職貯蓄制度…収入があれば誰でも加入可(給付時の課税/Taxedは住宅資金/HBPや生計学習/LLPの為に一部非課税)。RPPもRRSPも前年所得の18%または前年のDC拠出の上限額26,500加ドルの低い方が共通の枠として設定される(コントリビューション・ルール)。カナダのTFSA/Tax-Free Savings Account/非課税貯蓄口座…カナダのTEE型、最大年間拠出限度額/コントリビューション・ルール/contribution roomは2022年において6,800加ドル/月 <https://www.canada.ca/en/revenue-agency/services/forms-publications/publications/rc4466/tax-free-savings-account-tf-sa-guide-individuals.html#contributions>)。繰越は無期限。預金型、保険型、信託型があり、複数開設可。「カナダでNISAと同様のTFSAは年間6000カナダドル(約60万円)以上、使い切らなかつた分は自動的に繰り越して投資できる。「非課税の特有有効活用する施策なので、税収額の議論もクリアしやすく最も現実的な手段」との指摘もあった。』(2022年6月1日付日本経済新聞「NISA普及は2割 税後選見送り、制度わがりに」～ <https://www.nikkei.com/article/DGXZ00U828910W2A520000000>)。

※4 オーストラリアのスーパーアニュエーション(Superannuation)は18歳以上75歳未満毎月450豪ドル以上の従業員(非正規雇用含む)に雇用主は強制的に拠出(自営業者は任意)。2021年7月1日から年間拠出の9.5%は10%に引き上げられ、その後も2025年まで毎年0.5ポイントずつ引き上げられ、2025年7月からは12%。従業員は追加拠出は任意可能。所得税高税率45%の中で強制・任意合わせて年間25,000豪ドル以上、高税率非課税。25,000豪ドルは所得税。オーストラリアのRSA/Retirement Savings Account…拠出先で元本保証プロダクツ(保険会社や銀行等)が提供。スーパーアニュエーションと同じ課税。2019年9月30日付日本版ISAの道その282「『年金・投信、家計金融資産の国際比較(米英豪中心)』オーストラリアはスーパーアニュエーションで『貯蓄から投資へ』を進め、家計金融資産を増やし、老後資金の不足問題を解決へ!」(https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_190930.pdf)。

(出所: 各国の財務省及び税務当局等の資料より三菱UFJ国際投信株式会社商品マーケティング企画部が作成)

「65歳以降になれば一段と就労時間は短縮されるだろうから、その少なくなった収入を削ってまで iDeCo で老後資金を積み増すことに、どれほどの意味があるのだろうか？ むしろ、iDeCo の意義は、若い頃から積立投資を実施し、老齢期に達した 60 歳前後で積み上げた資産を活用した豊かな老後生活を実現することにある。…(略)…。65 歳以降は iDeCo にわざわざ加入する必要がないほど大きな資産が積み上がっているようにしたい。」と言う意見もある

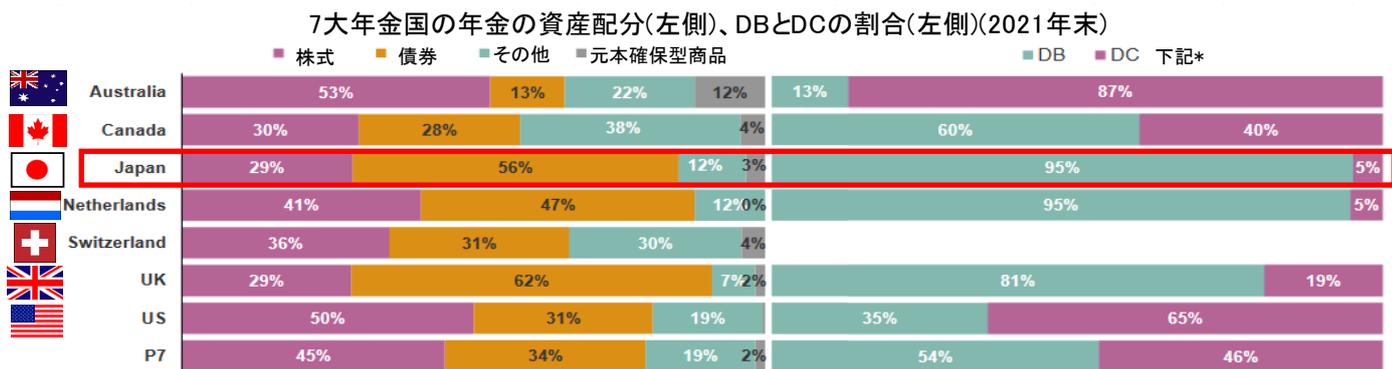
(2022年6月1日付モーニングスター「iDeCo4月の新規加入者は4.4万人と加入意欲旺盛、『資産所得倍増プラン』に期待～

https://www.morningstar.co.jp/market/2022/0601/fund_01716.html)。さらに言えば、**確定拠出年金の年代別商品選択割合を見ても高齢になるほど預貯金・保険が増える**(2021年3月末現在、2021年12月7日付運営管理機関連絡協議会「確定拠出年金統計資料～

https://www.pfa.or.jp/activity/tokei/files/dc_toukei_2021.pdf p.27)。70歳への引き上げ(もしくはオーストラリアの様な75歳への引き上げ、米国の様な年齢制限無し)は、「iDeCo 制度の改革」とはなるものの、「資産所得『倍増』プラン」としてはやはり今一つ迫力がない。

迫力の為には、**企業型 DC/企業型確定拠出年金の改革も期待したい**。「政府は年内にも資産所得倍増プランを策定する。…(略)…。個人型確定拠出年金(iDeCo、イデコ)の拡充も不可欠だが、企業型確定拠出年金(DC)との関係など分かりづらさが目立つ。大企業では確定給付年金(DB)から DC へ一本化の動きもあるが**企業型 DC の投資先ですら、投資信託などリスク性資産の割合は 55%にとどまる。せつかくの投資の器なのに保険(1割強)や預貯金(3割)が占めている。イデコでもほぼ同様の割合だ。現状では、民間の金融機関が DC 口座に対して投資助言をする行為は禁じられている。…(略)…。米国では特別に拒否しない限り確定拠出年金(401K)への加入と、バランス型投信への自動的な投資が進むように 2006 年に法改正が実現した。退職後の資産形成を半ば強制的に実施させる施策で、現預金のまま放置されることのないような仕組みだ。**」と言う(2022年6月3日付日本経済新聞電子版「『貯蓄から投資』市場のアイデア 浮かぶ 4 案」～ <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUB307BI0Q2A530C2000000/>、下線は当コラム筆者)。

投資助言の解禁、あらかじめ定められた指定運用方法(デフォルト商品運用)を原則ターゲット・デート・ファンドやバランス型ファンド等にする事。米国でも DC に対し投資助言は禁じられていたが 2003 年に可能となり、2007 年に「あらかじめ定められた指定運用方法(デフォルト商品運用)がターゲット・デート・ファンドやバランス型ファンド等が原則となつてから資産が大きく増加している(2016年6月6日本版ISAの道 その143「DC 改正法案成立!」～ https://www.am-mufg.jp/text/oshirase_160606.pdf)。運用方法の「半強制」や「強制」は、年金資産「倍増」を実現している米国やオーストラリア(各々10年米^{ドル}建てで2.29倍と1.96倍～後述)で実施されている(2022年4月11日付日本版ISAの道 その354「世界の年金資産が過去最高を更新、DCは5割超へ!」～ https://www.am-mufg.jp/text/oshirase_220411_2.pdf)。

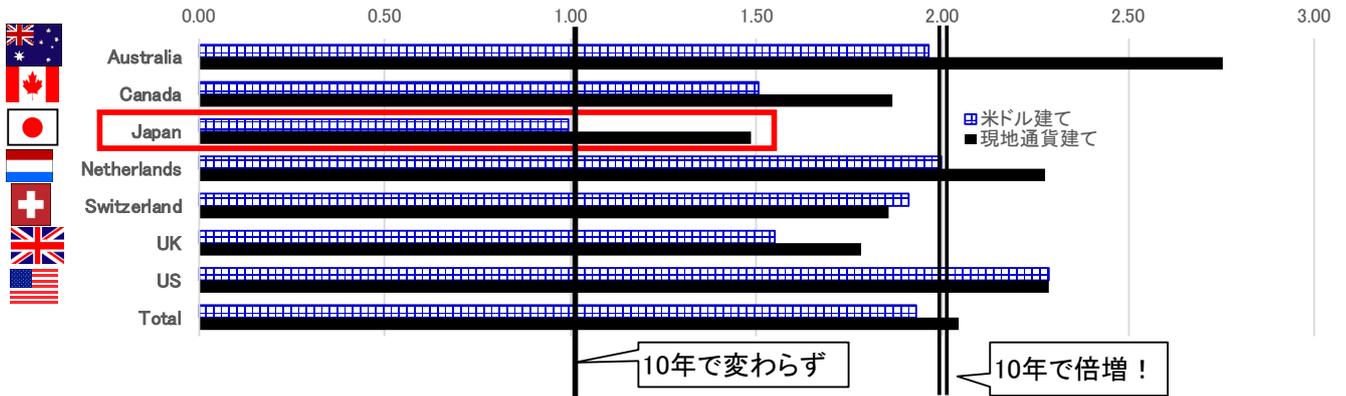


*DB…Defined Benefit Plan、受け取れる給付が決まっている確定給付年金。DC…Defined Contribution Plan、運用の拠出が決まっている確定拠出年金。

(出所: WTW「Global Pension Assets Study」、2022年4月11日付日本版ISAの道 その354「世界の年金資産が過去最高を更新、DCは5割超へ!」)

世界の年金資産は、2021 年末までの 10 年間に、米国の 2.29 倍(米^{ドル}建て)やオーストラリアの 1.96 倍(米^{ドル}建て、現地通貨/豪ドル建ては 2.75 倍)などが主導する形でほぼ「倍増」した。だが日本の年金資産の伸び率は 0.99 倍(米^{ドル}建て、現地通貨/円建ては 1.49 倍)。米国やオーストラリアの様な高い DC の割合や株式の割合が資産、資産所得の「倍増」可能性を高める。

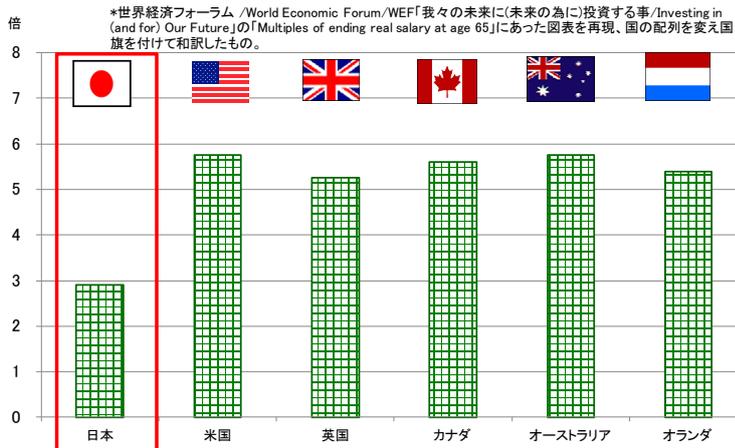
7大年金国の年金資産が10年で何倍になったか(2011年末～2021年末)



(出所: WTW「Global Pension Assets Study」、2022年4月11日付日本版ISAの道 その354「世界の年金資産が過去最高を更新、DCは5割超へ！」)

「世界経済フォーラム(WEF)が欧米とオーストラリア、日本などを対象にまとめた報告書によれば、寿命の伸びに老後向け資金の増加ペースが追い付かず、生活費の不足分が10年以上に相当する国もある。中でも日本の女性が最も深刻な課題を抱えているという。」とも言われている(2019年7月1日付日本版ISAの道 その271『老後2000万円不足』世界版!? 日本は『女性を脅かす、長寿のリスク-老後の蓄え、20年分足りず』と先進国で最も深刻! 投資をしないと日本はこうなるリスクがあると言う試算~ https://www.am-mufg.jp/text/oshirase_190701.pdf)。 「日本の労働者の男女間賃金格差は、他の先進国と比較して大きい」中で(2022年6月7日付「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」のp.10とp.14)、この世界経済フォーラム(WEF)の指摘はしっかり受け止める必要があると思われる。

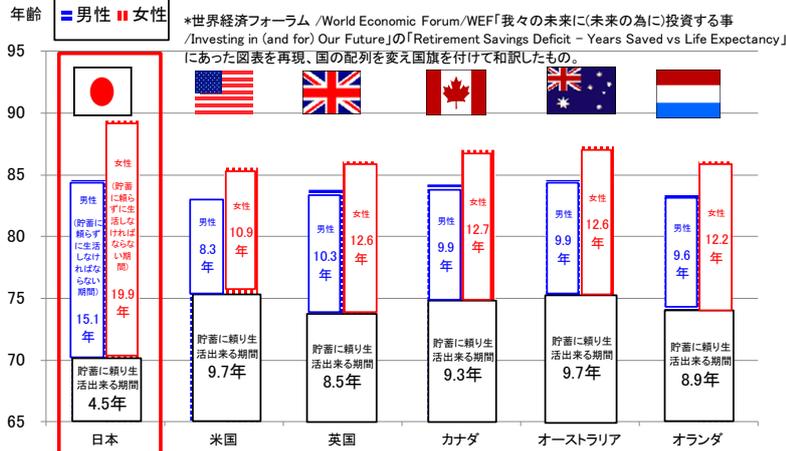
65歳において退職前収入の何倍の貯蓄があるか



(出所: 2019年6月13日付世界経済フォーラム/World Economic Forum/WEF「我々の未来に(未来の為に)投資する事/Investing in (and for) Our Future」より三菱UFJ国際投信株式会社商品マーケティング企画部が作成)

老後資金の不足

~貯蓄に頼り生活出来る期間 vs 貯蓄に頼らずに生活しなければならない期間~



(出所: 2019年6月13日付世界経済フォーラム/World Economic Forum/WEF「我々の未来に(未来の為に)投資する事/Investing in (and for) Our Future」より三菱UFJ国際投信株式会社商品マーケティング企画部が作成)

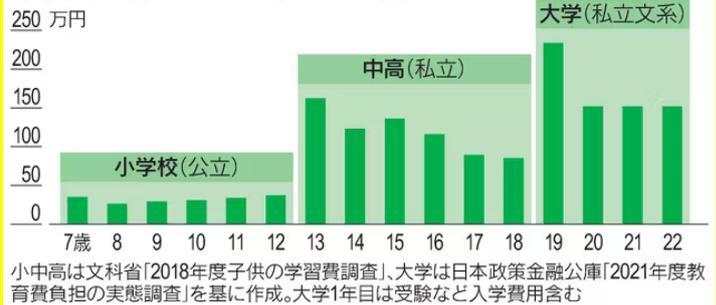
老後資金の一助になる教育資金負担への支援制度、教育資金は政治にとっても重要

2022年6月7日に閣議決定された「資産所得倍増プラン」の「iDeCo 制度の改革やその子供世代が資産形成を行いやすい環境整備等を図る。」、2022年6月7日の「新しい資本主義実現会議」(議長: 岸田首相)第9回においてシブサワ・アンド・カンパニー代表でコモンズ投信会長の渋谷健氏が発言した「最も使いやすい『つみたて NISA』の恒久化・未成年解禁で、子供世代を含む全国民が参加できる制度拡充の検討を優先していただきたい。」(内閣官房ホームページ～ https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/kaigi/dai9/gijsidai.html) について、「子供世代の資産形成」がわかりにくい人もいよう。この事については、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」が閣議決定された2022年6月7日の日経電子版記事を読むとわかりやすい(出所: 2022年6月7日付日本経済新聞電子版「40代家計に『三重苦』のリスク 教育・住宅・老後準備」～ <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUB2227P0S2A520C2000000/>、下線は当コラム筆者)。以下に記事の一部を引用する。

「40代からの家計は『三重苦』に直面しやすい。子育て・住宅・自分と親の老いが重なり、人生の正念場となる。かじ取り次第で長い老後に資金が底をつくりリスクもある。…(略)…。教育費も上昇傾向だ。…(略)…。峰尾

氏(FPの峰尾茂克氏)が勧めるのは年平均の金額とその年の教育費との差をためていくことだ。先ほどの例では年平均の教育費100万円まで余裕がある小学校在学中がため時となる。中学生以降は教育費が年100万円を超える年が多く、小学生の時にためた教育費を取り崩すことになる。『子ども1人ずつ教育費を別の口座で管理すれば、途中で足りなくなるのを防げる』(峰尾氏)。…(略)…。」

小学校から大学までの教育費の例



この記事の言う通り、親(もしくは祖父母)は自身の老後資金の準備だけでなく子供(もしくは孫)の教育資金も考える必要があり、子供を持つ親にとって老後資金と教育資金は深く関係している。特に教育費は上昇しており、今では奨学金制度利用が39歳以下の2人に1人が利用していて、奨学金の借入総額は平均324万円と言う

(<http://www.rofuku.net/CMS/wp-content/uploads/2019/05/4b63d20e9214140c2884a947ca6ca24.pdf>)。奨学金の返済困難による自己破産も増える中、親(もしくは祖父母)は、少しでも子供(もしくは孫)の教育費を何とかしてあげたいと思うものである。こうした家計の大学教育費等負担への支援制度は老後資金の準備の一助にもなる。

ジュニア NISA もその有力なスキームの一つだった(2022年5月30日付日本版 ISA の道 その357「資産所得倍増プラン『NISA の抜本的拡充』で NISA 縮小回避!? …(略)… 日本のジュニア NISA は?」～ https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_220530_2.pdf)。2022年6月7日の日経電子版記事にあてはめれば、自分の子供(もしくは孫)が小学校を卒業するまで5年、ジュニア NISA を1人あたり年80万円(上限)拠出し続け、最大400万円となれば(元本で、ここに非課税の利益・配当金・分配金加わり、損失の場合もある)、子供(もしくは孫)の将来負担、自分の老後資金取り崩しが軽減出来よう。

子供(もしくは孫)の教育資金は政治にとっても重要だ。2016年6月19日から日本で選挙権が欧米並みの18歳以上となったが、加わった世代はまさに大きな教育資金を必要としている世代であり(先述の2022年6月7日付日本経済新聞電子版「40代家計に『三重苦』のリスク 教育・住宅・老後準備」の図表参照)、親世代と共に重大な問題となっている。おのずと票も左右する。教育費が高い米国ではそれが顕著に表れ、毎回選挙の争点になっている(2017年2月27日付日本版 ISA の道 その173「トランプ大統領のDCSAs 創設案」～ https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_170227.pdf)。今は「コロナ前から学生ローンの債務は社会問題で、政治の争点だった。バイデン氏は20年11月の大統領選で、1人あたり最低1万ドルの返済免除を公約した。秋の中間選挙が近づき政治的な関心が高まるなか、実現に向けた民主党内や野党・共和党との攻防が激しさを増す。ウォーレン上院議員やシューマー院内総務など民主党左派は、格差是正につなげるには最大5万ドルの免除が必要だと主張する。」(2022年6月3日付日本経済新聞～ <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGN27ELN0X2C22A5000000/>)。バイデン大統領率いる民主党は2022年11月8日中間選挙で大敗も見込まれ、1人あたり1万ドル/約130万円の学生ローン帳消し/Student Loan Forgiveness(1人あたり所得が15万ドル以下対象)を提案している(野党・共和党はこれまでの世代と不公平になると反対)。

年金資産倍増国である米国の 529 プラン(教育資金積立制度)

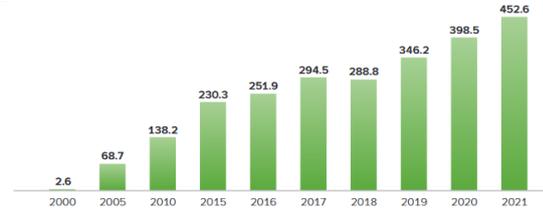
米国には 529 プランと呼ばれる教育資金積立制度がある。529 プランへの拠出額上限は州によって異なり、1 人あたり 20 万米ドル/約 2573 万円～55 万米ドル/約 7077 万円で、初等中等機関の授業料の支払いも可能。日本のジュニア NISA(非課税投資枠年 80 万円まで 18 歳になるまで引き出し不可)や英国のジュニア ISA(非課税投資枠年 9000 ポンド/約 146 万円まで 18 歳になるまで引き出し不可)よりもはるかに非課税投資枠が大きく柔軟な制度だ。しかしそれでも先のように教育資金問題が選挙の行方を決める程大きくなっている。

2022 年 5 月 25 日発表の ICI/Investment Company



Section 529 Savings Plan Assets
Billions of dollars, year-end

Institute/米国投資信託協会「ICI Fact Book」によると、529 プランの貯蓄プラン/Savings plans 残高は 2021 年 12 月末に記録的な 4,526 億ドル/約 52 兆円(貯蓄プラン以外を含めても 4,800 億ドル/約 55 兆円と記録的)に達した(2022 年 5 月 30 日付日本版 ISA の道 その 357「資産所得倍増プラン『NISA の抜本的拡充』で NISA 縮小回避!? 教育資金需要増で英国 ISA や米国 529 が拡大する中、日本のジュニア NISA は?」～ https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_220530_2.pdf)。



Note: Data were estimated for a few individual state observations in order to construct a continuous time series. Sources: Investment Company Institute and College Savings Plans Network. See Investment Company Institute, "529 Plan Program Statistics, December 2021."

口座数 1470 万で 1 口座あたり残高約 3 万 700 ドル。大学資金を貯めている世帯の(世帯主の年齢階級別では、45 歳未満の世帯が 48%を占めている。35～44 歳が 28%と他の年代に比べて最も高く、次いで 45～54 歳の 26%、35 歳未満が 20%、55～64 歳が 15%、65 歳以上が 11%である(先述の 2022 年 6 月 7 日付日経電子版「40 代からの家計は『三重苦』に直面しやすい。」参照)。教育水準は 65%が大学卒で収入は 35%が 10 万ドル未満。18 歳未満の子供がいる世帯は 63%で 2 人以上いると答えた世帯は 43%(2022 年 5 月 25 日付 ICI Fact Book～ <https://www.icifactbook.org/>)。

日英米の教育資金形成を支援する制度(日本のジュニアNISA、英国のジュニアISA、米国の529プラン)

2022年5月31日現在

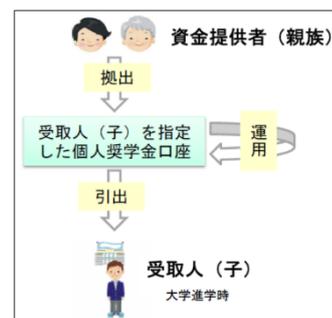
項目	日本 日本のジュニアNISA (未成年者少額投資非課税制度)	英国 英国のジュニアISA / Junior Individual Savings Accounts (未成年のための個人貯蓄口座)	米国 米国の529プラン 適格授業料プログラム/Qualified Tuition Program 貯蓄型/カレッジセービングプラン
制度を利用可能な者	20歳未満の日本居住者など(名義者) *2023年より18歳未満。 *祖父母や両親等(親権者等)が孫や子どもの代理で運用。 →2023年末で新規投資終了	18歳未満の英国居住者(名義者) *口座開設は基本、子どもの親権者、資金拠出は子どもの両親や祖父母など誰でも可。	米国民または居住者(所得・年齢制限なし) *誰でも加入することができ、受益者も1口座につき1人となるが誰でもよく、親戚、友人、自分自身としても可。居住していない州の提供する529プランの利用も可。用途は、高等教育機関の適格教育費(授業料、教科書、文房具、寮費、コンピューターなど)の他、初等中等機関の授業料等や、見習いプログラム費、適格教育ローン返済にも利用可。
非課税対象	上場株式・公募株式投信等の配当・譲渡益等	株式型…株式・投信・債券・保険等の配当、譲渡益、利子等、預金型…預金・MMF等の利子。	投信(含むMMF)などの運用益。
非課税投資枠	年80万円 *累積非課税投資額上限400万円。	年9000ポンド/約146万円を上限 *預金型と株式型の合計。 *16歳以上18歳未満はISA預金型(2万英ポンド)も。 *累積非課税投資額上限無し。	実質なし。州で上限額は異なり受益者1人あたり20万/約2573万円～55万米ドル/約7077万円。複数の州で開設出来る。ただし、初等中等学校の授業料等の支払いおよび適格教育ローン返済は各々年1万米ドルが上限。
投資可能期間	8年間(2016年～2023年) *新規投資は2023年末で終了も、既投資分は20歳(2023年より18歳)になるまで非課税で継続保有可。	恒久化	恒久化 *当初は2010年まで、2006年に恒久化。
非課税保有期間	投資した年から最長5年間 *継続管理勘定に移管して20歳(2023年より18歳)になるまで非課税で保有可。	無制限 18歳になると自動的にISAへ。	無制限
途中売却	原則18歳になるまで引き出し不可 *途中で引き出す場合は過去の利益に対して課税。 *2024年以降は18歳未満も非課税で払出し可。	18歳になるまで引き出し不可	適格教育費の用途なら引き出し自由。それ以外で引き出すと、通常の課税+10%のペナルティ課税。 *投資商品の変更は年2回まで。受益者を家族内、他の者に変更する事も可。
口座開設数	一人一口座、金融機関の変更不可	株式型と預金型に各一人一口座	プラン数に上限なし(別の州でも開設可)。
導入時期	2016年1月1日からの申込で同年4月1日から	2011年11月1日	1996年1月1日

(出所: 日本の金融庁・財務省、HMRC/英国歳入税関庁、IRS/米国内国歳入庁、ICI/米国投資信託協会などより三菱UFJ国際投信株式会社商品マーケティング企画部が作成) 為替レートは1英ポンド=162.142円、1米ドル=128.67円換算(2022年5月末時点)

個人奨学金口座、教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置、ジュニア NISA

米国 529 プランの日本版(日本版 529、孫支援 529)が日本で議論された事がある。2012 年 6 月 21 日付日本証券業協会「今後の社会構造の変化を見据えた証券税制等のあり方に関する懇談会」報告書(https://www.jsda.or.jp/about/kaigi/chousa/syokenzeisei/files/120621_houkokuvo.pdf)で提唱された「個人奨学金口座」だ(2013 年 2 月 22 日付日本版 ISA の道 その 4『日本版 ISA の道』は、近い将来『日本版 529 と日本版ジュニア ISA の道』に～ <https://www.am-mufg.jp/text/130222.pdf>)。拠出は随時可能で、拠出限度額は無く、金融機関・証券会社の保護預かり口座および信託口座で運用、その利益は非課税で、さらに、5 年分の贈与税基礎控除枠(年 110 万円の受取り)の前倒し利用も可、そして、引出開始年の年齢制限は無く、教育目的の利用である事を確定申告時に提出する。

【個人奨学金口座（仮称）のスキーム】



(出所:日本証券業協会)

ただ、「個人奨学金口座」は実現せず、導入されたのが、(一般 NISA と共に導入の決まった)「**教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置**」。2013 年 4 月 1 日から、30 歳未満の子や孫を対象に 1 人あたり 1500 万円まで非課税で贈与出来る制度だ。非課税となる教育資金としてスポーツ教室等も 500 万円を上限に含める事が出来(2015 年には 20 歳以上 49 歳以下の子や孫の葬式、出産費用なども 1000 万円上限で可能に)、預金や金銭信託の口座で運用、引き出す際は金融機関が確認する。これは主に祖父母が多額の資金を一括で孫に贈与出来る制度で、「**富裕層が非課税制度の始まった当初から多くの子や孫を使って自分名義の財産を減らし、相続税を節約している**」(2020 年 12 月 19 日付日本経済新聞電子版「富裕層の節税に包囲網 非課税贈与、条件厳しく」～ <https://www.nikkei.com/article/DGXZQ0MH121GJ0S0A211C200000/>)と言われ、当時の政府税制調査会(首相の諮問機関)が「**格差固定・助長につながるので廃止すべきだ**」(<https://www.nikkei.com/article/DGXZQ0MH121GJ0S0A211C200000/>)。だが、同制度も 2023 年 3 月末までで(当初 2019 年 3 月末まで、その後 2021 年 3 月末まで延長、さらにその後 2023 年 3 月末まで再延長となっている)、2023 年 12 月末までに新規投資終了となるジュニア NISA に先行して終了する見込みだ(ジュニア NISA は 2014 年 8 月 29 日に金融庁が要望を出して 2016 年 1 月 1 日から導入され 2023 年 12 月 31 日に 8 年間で新規投資終了となる見込み)。

グローバルには「**家計の教育資金作りに対して国や地方政府が(税制上の優遇措置や給付金の付与等により)支援するというスキームは、米国に限られるわけではなく、OECD によれば 9 개국で導入され、子どもの教育のみならず社会人の高等教育や職業訓練にも利用されている**」中で(2013 年 1 月 31 日付金融庁「平成 24 年度委託調査『教育資金を通じた世代間資産移転促進制度に関する調査研究』報告書/野村資本市場研究所 宮本佐知子氏」～ <https://www.fsa.go.jp/common/about/research/20120315/02.pdf>、下線は当コラム筆者)、日本では 2023 年中に、「**教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置**」もジュニア NISA も終了して、日本の**家計の教育資金作りを支援する重要なスキームが 2 つ無くなる予定である**。教育資金を目的とする金融商品として日本で「先駆的商品」とされる「こども保険/学資保険」(生命保険料控除も超低金利を背景に新規契約件数/契約高が 2020 年に 16 万件/5257 億円まで減少中(生命保険協会「2021 年版生命保険の動向」～ https://www.seiho.or.jp/data/statistics/trend/pdf/all_2021.pdf、こども保険や学資保険については 2014 年 11 月 4 日付日本版 ISA の道 その 78「ジュニア NISA vs こども(学資)保険!」～ <https://www.am-mufg.jp/text/141104.pdf>)。

冒頭で示した 2022 年 6 月 7 日閣議決定の「**新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画**」の「貯蓄から投資のための『資産所得倍増プラン』の策定」にあつた「**iDeCo(個人型確定拠出年金)制度の改革やその子供世代が資産形成を行いやすい環境整備等を図る**」為に、家計の教育資金作りを支援する制度、それによって老後資金の準備の一助になる制度、岸田首相が大事にする中間層世帯などの為になる制度を強く期待している。

もちろん、「NISA の抜本的な拡充と共に」――

(NISA の抜本的拡充については 2022 年 5 月 30 日付日本版 ISA の道 その 357「資産所得倍増プラン『NISA の抜本的拡充』で NISA 縮小回避!? 教育資金需要増で英国 ISA や米国 529 が拡大する中、日本のジュニア NISA は?」～ https://www.am-mufg.jp/text/oshrase_220530_2.pdf)。

以上

三菱 UFJ 国際投信【投信調査コラム】日本版 ISA の道 バックナンバー：
「各年…<https://www.am.mufg.jp/market/report/investigate.html>」、
「2013年2月1日付日本版ISAの道 その1から一気に見る/検索する…
<https://www.am.mufg.jp/smp/market/report/investigate.html>」もしくは
Google 等で「投信調査コラム」もしくは「日本版ISAの道」と検索。

本資料に関してご留意頂きたい事項

- 当資料は日本版ISA(少額投資非課税制度、愛称「NISA/ニーサ」)に関する考え方や情報提供を目的として、三菱UFJ国際投信が作成したものです。当資料は投資勧誘を目的とするものではありません。
- 当資料中の運用実績等に関するグラフ・数値等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮しておりませんので、投資者の皆様の実質的な投資成果を示すものではありません。市況の変動等により、方針通りの運用が行われない場合もあります。
- 当資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。
- 当資料に示す意見等は、特に断りのない限り当資料作成日現在の筆者の見解です。
- 投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 投資信託は値動きのある有価証券を投資対象としているため、当該資産の価格変動や為替相場の変動等により基準価額は変動します。従って投資元本が保証されているわけではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い委託会社が運用を行います。
- 投資信託をご購入の場合は、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- クローズド期間のある投資信託は、クローズド期間中は換金の請求を受け付けることができませんのでご注意ください。
- 投資信託は、ご購入時・保有時・ご換金時に手数料等の費用をご負担いただく場合があります。



三菱UFJ国際投信

三菱UFJ国際投信株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第404号
加入協会：一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会